

## ■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目にチェック  を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名

### （特定目的住宅Aへの優遇入居資格）

#### 車椅子用住宅（次のいずれかに該当する方がいる世帯）

- 両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方
- 身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方

#### 子育て世帯用住宅（次に該当する世帯）

- ・18歳未満の子がいる世帯

（入居継続可能期間：子（末子）が18歳に達した後、最初の4月1日が到来するまで）

### （特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

#### 60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）

#### 次のいずれかの心身障害者がいる世帯（心身障害者世帯）

- ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級）
- ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）

#### ハンセン病療養所入所者等世帯

#### 18歳未満の子がいる世帯（子育て世帯）

#### 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯（若年夫婦世帯）

#### 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）

#### 18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）

#### DV被害者世帯

#### 入居者が5人以上の世帯（多家族世帯）

#### 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）

#### 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）

- ・犯罪により主たる収入者が亡くなった
- ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
- ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた
- ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅、子育て世帯用住宅、特定の世帯しか入居出来ない条件を付した住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】